

# 農業用廃プラスチックの 劣化前早期回収にご協力をお願いします

- ◆ 農業者の皆様が使用を終えた農ビや農 PO・農ポリは「産業廃棄物」です。  
産業廃棄物は、農業者自らの責任で適正に処分しなければなりません。
- ◆ 野焼き・不法投棄はもちろんのこと、産業廃棄物処分業（廃プラスチック類）の許可のない業者に処分を委託することは法律で禁止されています。（罰則あり）
- ◆ 千葉県農業用廃プラスチック対策協議会は、農業用廃プラスチックが適正に回収・処分され、さらには再生品の利用が推進されるよう、農業者・行政・農業団体が連携して取り組んでいます。
- ◆ 劣化した農ビは再生加工できないため、リサイクルコストの増嵩を招いてしまいます。  
劣化前の早期回収にご協力をお願いします。

【劣化していない農ビ】



再生品の製造



再生品グラッシュ

資源循環

【劣化している農ビ】



廃棄処分  
(埋め立て等)

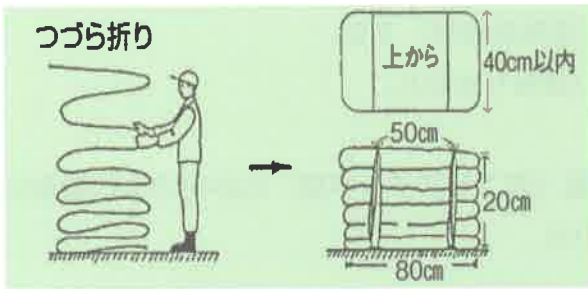
リサイクルコスト  
増加

環境負荷

## 搬入規格

- 1 廃ビニールは、奥行 40 cm × 幅 80 cm × 高さ 20 cm 位の大きさでつづら折りにするようお願いいたします。
- (1) 梱包する際は、排出するビニールと同種類のものを使用してください。
- (2) 機械巻きによるロール状のものは、硬すぎて裁断機で裁断できず、異物の発見と除去が困難になります。

【つづら折りの仕方】



【適正な荷姿 (つづら折り)】



- 2 土・植物残渣などの付着物は、水洗いするなどできる限り除去してください。
- 土や植物残渣が付着しますと、その重量分も処理量に含まれることや今後の処分費用の増嵩につながる恐れがあります。(令和 2 年度廃ビニール総重量の内、11.2%が汚泥となっております。)

【適切な除去】



【除去されていない荷姿】



- 3 廃ビニールには「農業者登録番号」および「廃ビニール A (又は B)」を油性マジック等により記載してください。票せんに記載しての添付や、紙に記載してガムテープ等での貼り付けは不可となります。
- (1) 廃ポリについては、登録番号等は記載不要となります。
- (2) 廃ビニール A：平成 23 年 3 月に展張されていた塩化ビニールフィルム  
廃ビニール B：廃ビニール A 以外の塩化ビニールフィルム  
廃ポリ：ポリエチレン・サクビ・PO (ポリオレフィン) などのフィルム

- 4 肥料袋・フレコン袋は重ねて梱包し、袋の中に他の物を詰め込まないようお願いいたします。留め金等の金属は外すようお願いいたします。

【適切な事例】



【適切ではない事例】



- 5 ポリポットは重ねて、ポリ製の紐 (マイカー線等) で通して結束するようお願いいたします。

**廃プラスチックは分ければ資源、混ぜればゴミとなります。**  
**適正な分類・搬入のご協力をお願いいたします。**